

# 第3委員会報告資料

## 報告事項

博多港地方港湾審議会付議案について

平成26年6月

港 湾 局

# 博多港地方港湾審議会付議案について

(頁)

1. 博多港港湾計画の変更について ······ 1

2. 博多港臨港地区及び臨港地区内の分区の指定について ······ 4

(参考資料1) アイランドシティ工区分割図

(参考資料2) 臨港地区内における構築物の規制について

3. その他

博多港地方港湾審議会の開催予定について

<第29回博多港地方港湾審議会>

【開催予定】 日時：平成26年7月7日（月） 午後2時～

場所：博多センタービル2階会議室

# 1. 博多港港湾計画の変更について

## (1) 概 要

博多港港湾計画については、社会経済情勢の変化に対応するとともに、事業の進捗状況等に応じて、適宜、計画変更を行ってきたところである。

今回、アイランドシティ地区（みなとづくりエリア）において、効率的な土地利用を図る観点から、港湾計画の軽易な変更を行うものである。



### 【参考】港湾計画の変更区分

変更区分	内容	手続き
一部変更	一定規模以上の変更計画 (例: 20ha 以上の土地利用計画など)	地方港湾審議会 ↓ 交通政策審議会港湾分科会(国)
軽易な変更	一部変更以外の変更計画 (改訂を除く)	地方港湾審議会

## (2) 目的

アイランドシティのみなとづくりエリア北側に位置する「奈多船だまり（以下、「船だまり」と言う。）」は、平成元年の港湾計画（改訂）において、小型漁船が利用するための係留施設及びふ頭用地を計画したものであり、あわせて、ふ頭用地の背後には、船だまりと一体的に機能する「港湾関連用地」を位置づけたものである。また、「港湾関連用地」の背後には、対岸からの修景などを目的に「緑地」を配置したものである。

今回、船だまりの整備にあたり、利用者ニーズを再確認した結果、船だまり背後の「港湾関連用地」の必要性がなくなったことから、南側の「港湾関連用地」と一体的に活用できるよう、隣接する「緑地」も含めた計画の見直しを行い、効率的な土地利用を図るものである。

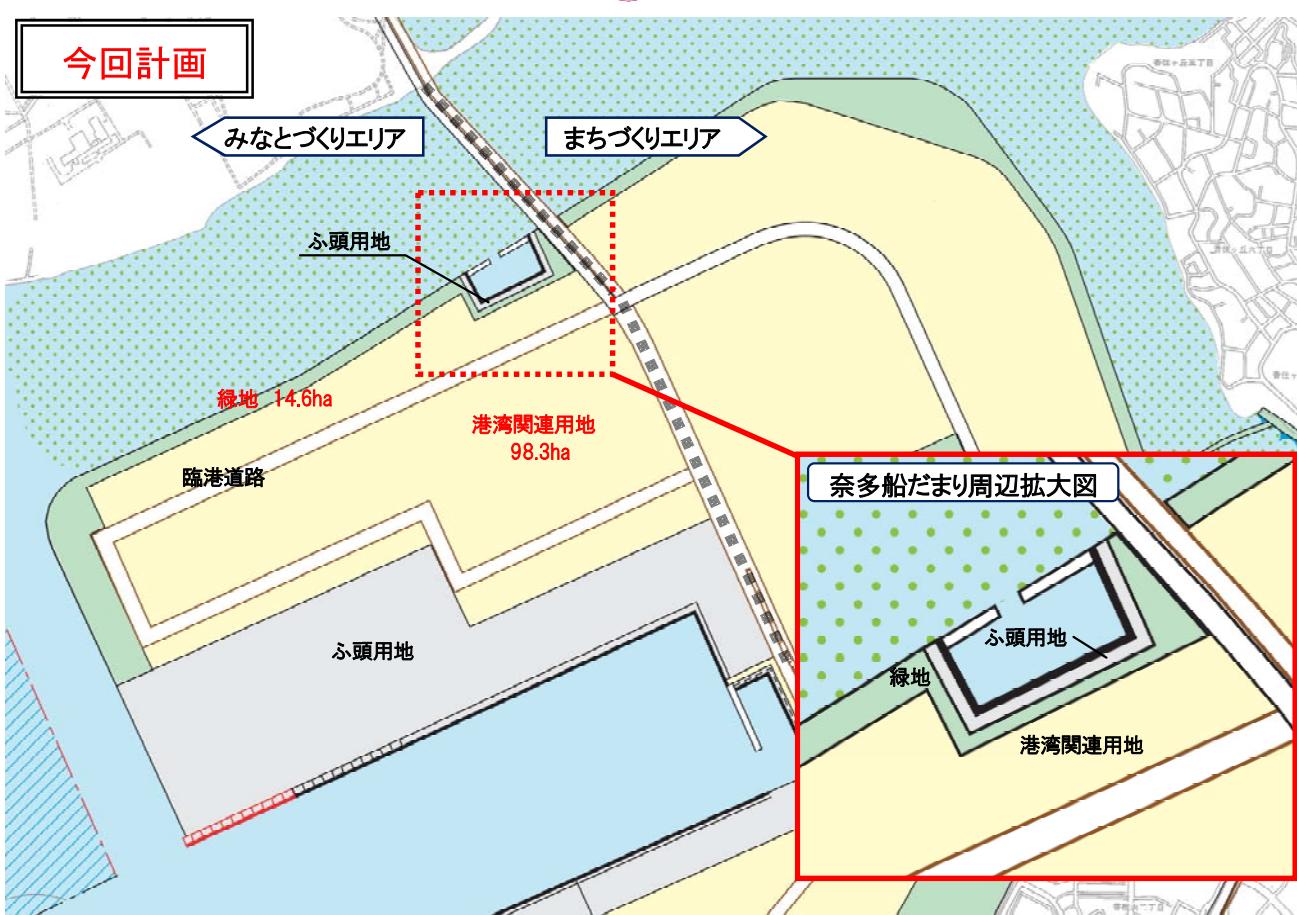
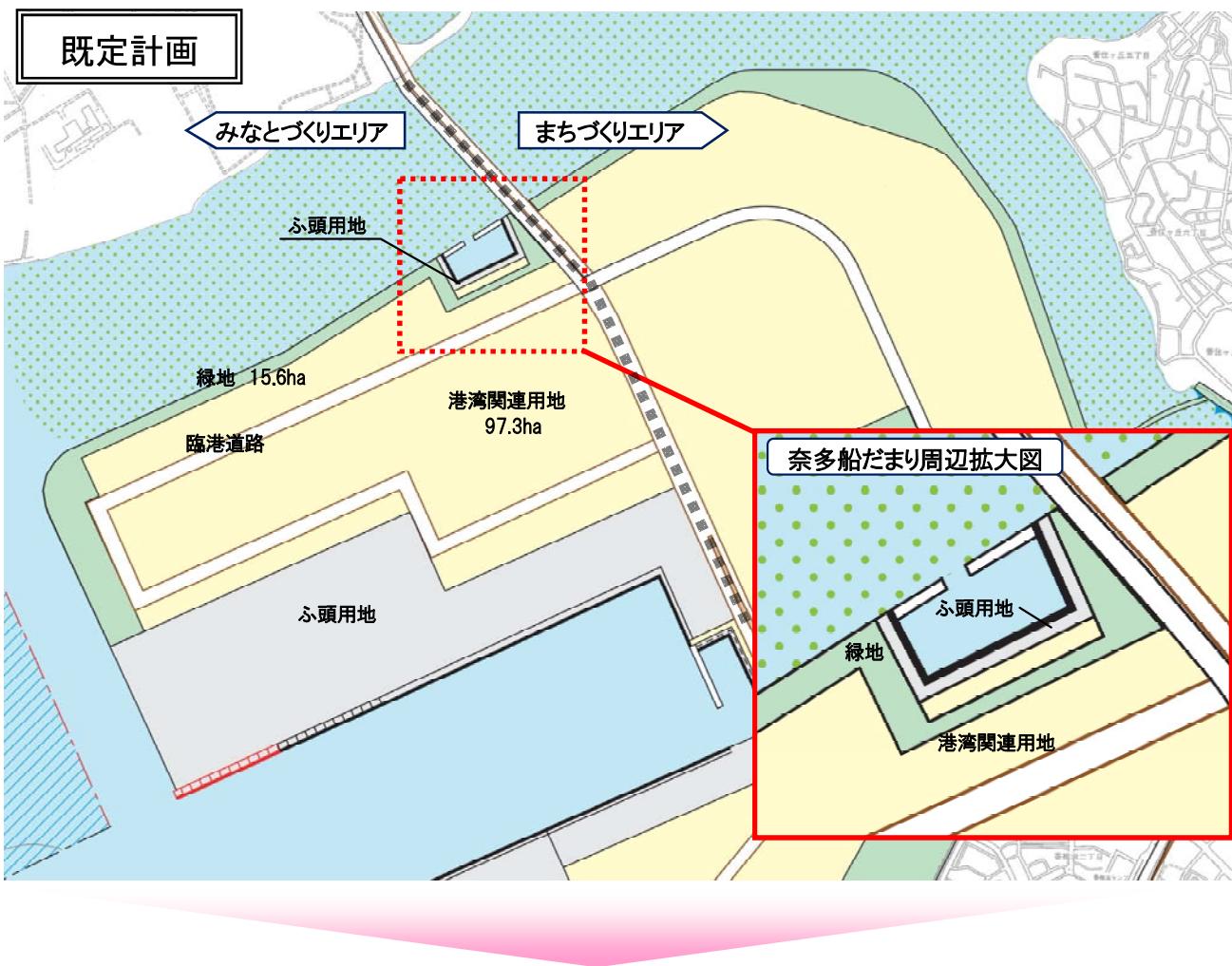
## (3) 計画変更の内容

### 【既定計画】

- アイランドシティ地区　みなとづくりエリア（土地利用計画）
  - ・港湾関連用地 97.3ha
  - ・緑地 15.6ha

### 【今回計画】

- アイランドシティ地区　みなとづくりエリア（土地利用計画）
  - ・港湾関連用地 98.3ha
  - ・緑地 14.6ha



## 2. 博多港臨港地区及び臨港地区内の分区の指定について

### (1) 博多港臨港地区の指定について

#### ① 臨港地区指定の経緯

(単位 : ha)

臨港地区指定時期	臨港地区面積	臨港地区指定区域
昭和 37 年 7 月 3 日	244.2	箱崎地区, 東浜地区, 中央ふ頭地区, 博多ふ頭地区, 須崎ふ頭地区, 荒津地区
昭和 40 年 4 月 10 日	252.7	荒津地区 8.5ha を追加
昭和 50 年 10 月 9 日	454.8	箱崎ふ頭地区, 荒津地区 221.9ha を追加 長浜地区, 箱崎地区 19.8ha を解除
昭和 56 年 10 月 13 日	431.8	東浜ふ頭地区, 博多ふ頭地区, 須崎ふ頭地区 17.3ha を追加 東浜 1 丁目地区, 千代 6 丁目地区, 石城町地区, 築港本町地区, 長浜 3 丁目地区, 港 3 丁目地区, 荒津 1 丁目地区 40.3ha を解除
平成 9 年 2 月 24 日	567.8	香椎浜 3 丁目地区, 箱崎ふ頭 4 丁目及び 6 丁目地区, 東浜 2 丁目 地区, 千代 6 丁目地区, 石城町地区, 小戸 2 丁目及び 3 丁目地区 137.4ha を追加 港 3 丁目地区 1.4ha を解除
平成 15 年 11 月 27 日	680.6	みなと香椎 1 丁目及び 2 丁目地区, 香椎浜ふ頭 4 丁目地区, 箱崎ふ頭 4 丁目地区 112.8ha を追加
平成 22 年 10 月 7 日	734.4	みなと香椎 1 丁目及び 3 丁目地区 58.1ha を追加 東浜ふ頭地区 4.3ha を解除

#### ② 追加する地区名および理由

##### ア 地区名

アイランドシティ市2の3, 3の2の1, 4の1工区 (36.2ha)

##### イ 理由

平成 22 年 10 月の臨港地区指定後に埋立造成された地区について, 港湾の一体的な  
管理運営の観点から, 臨港地区に追加するもの。

#### ③ 臨港地区の面積

(単位 : ha)

現在の面積	追加面積	追加後の面積
734.4	36.2	770.6

## (2) 臨港地区内の分区の指定について

### ① 追加する地区的分区指定計画

臨港地区に追加する地区等について、港湾法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり、分区を指定するもの。

(単位：ha)

	追加地区名	追加面積	指定する分区
(ア)	アイランドシティ市2の3、3の2の1、4の1工区	36.2	商港区
(イ)	みなと香椎1丁目地区 (アイランドシティ市3の1、国2の1、2の2工区)	15.2	商港区
(ウ)	みなと香椎3丁目地区 (アイランドシティ市2の1、2の2工区)	42.9	商港区

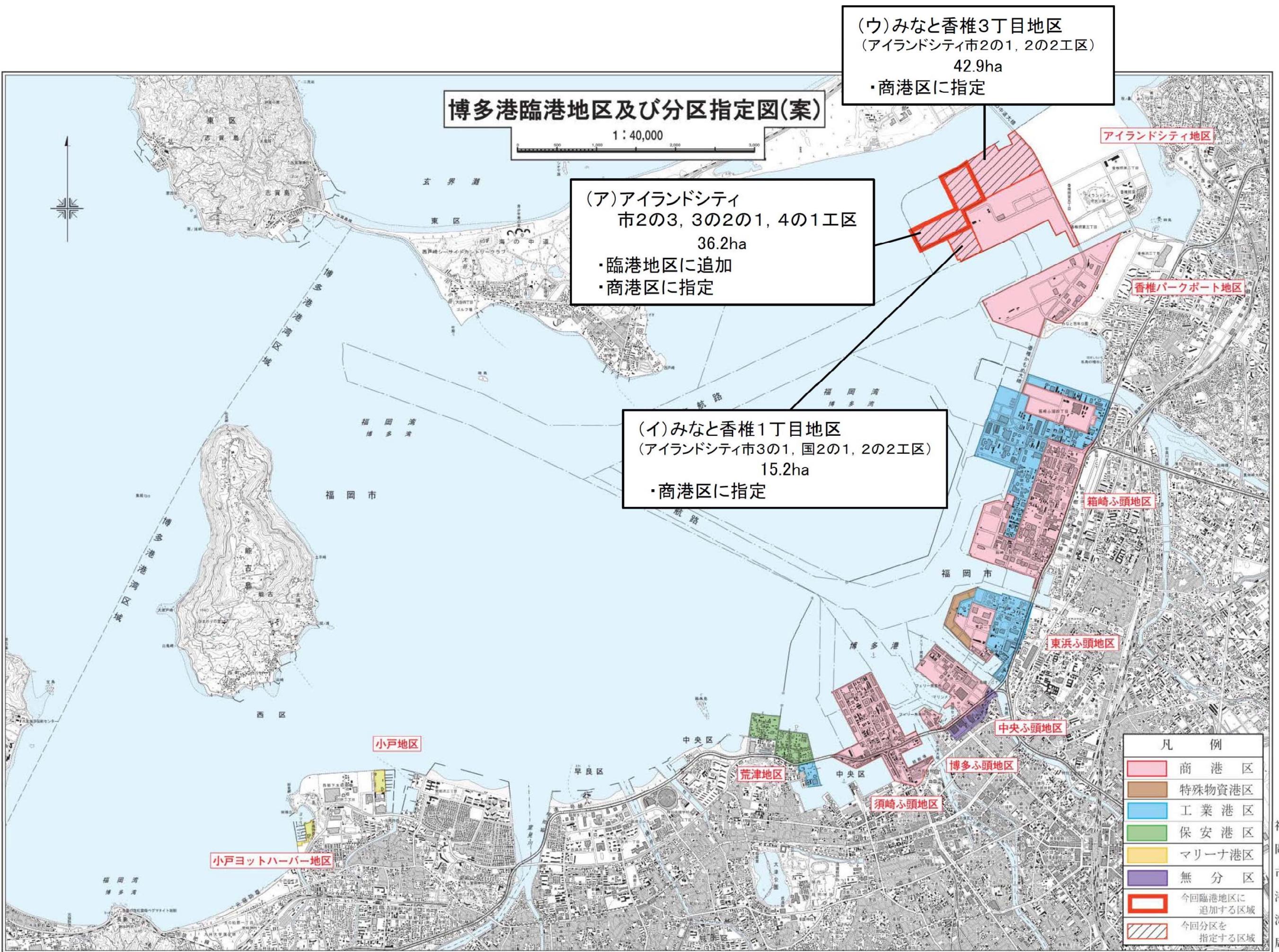
### ② 分区の指定状況

(単位：ha)

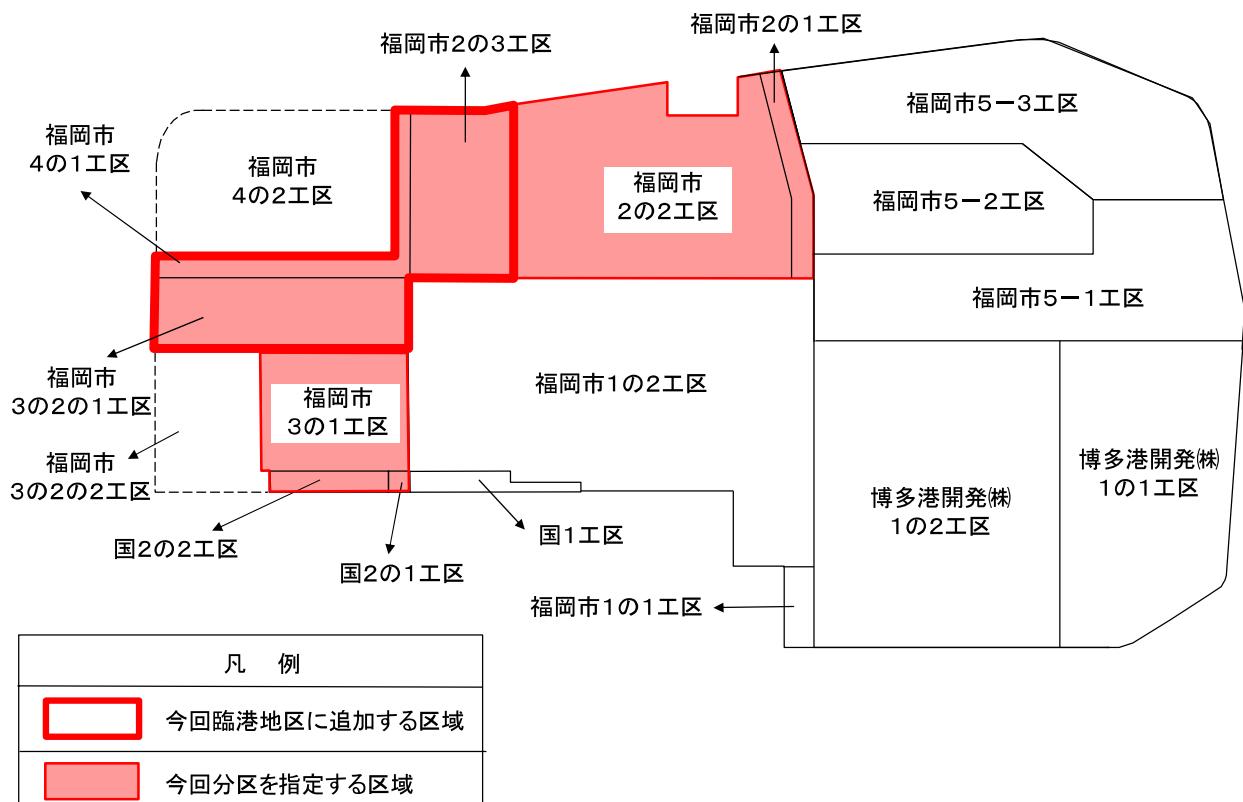
分区名	現在の面積	追加面積	追加後の面積
商 港 区	460.7	94.3	555.0
特 殊 物 資 港 区	9.0		9.0
工 業 港 区	162.2		162.2
保 安 港 区	28.2		28.2
マ リ 一 ナ 港 区	6.0		6.0
無 分 区	10.2		10.2
合 計	676.3	94.3	770.6

### ③ 構築物の規制

臨港地区内の構築物については、「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」の規定に基づき、規制が行われる。



(参考資料 1) アイランドシティ工区分割図



## (参考資料2) 臨港地区内における構築物の規制について

### 商港区に建てることができるもの

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物倉庫（付帯施設としてのものを除く。）、危険物置場、貯油施設、船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設
- (3) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設
- (4) トラックターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設
- (5) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、入国管理事務所、検疫所、植物防疫所、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所
- (7) 港湾関係者のための給油所
- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設
- (9) 港湾関係者のための商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。
- (10) 市長が指定する区域内においては、展示施設及び会議施設並びにホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であつて商港区の目的を著しく阻害しないもの

### 特殊物資港区に建てることができるもの

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

### **工業港区に建てることができるもの**

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (4) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

### **保安港区に建てることができるもの**

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2、第9号、第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設（船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）
- (2) 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

### **マリーナ港区に建てることができるもの**

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等施設を除く。